

浜松学院大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、高潔なる倫理観に立って他を思いやることができる真に豊かな人間性を涵養するとともに、問題の本質を見極められる判断力、変化に対応できる創造力・実践力、さらには多様なコミュニケーション能力を身につけた、地域社会と人類全体に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 本学に以下の目的をもつ学部及び学科を置く。

地域共創学部

現代社会、特に地域社会との関連で、人と人とのコミュニケーションや人と組織とのコミュニケーションに関する知識、能力を有する人材を人間教育に基づいて養成する。

地域経営学科

地域社会における「共創」という課題について、コミュニケーションを基礎にして教育・研究し、地域のなかで実質的な役割を遂行できる人材を養成する。

地域子ども教育学科

幼児教育・保育の分野と初等教育の分野である「子ども教育」について、コミュニケーションを基礎として教育・研究し、保護者や地域の人々とも円滑なコミュニケーションのできる教育者や保育者を養成する。

(目的達成と評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うため、本学に自己点検・評価委員会を置く。

3 自己点検・評価の実施については別に定める。

4 本学は教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第109条第2項で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

第2条の2 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、FD委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会の組織等については、別に定める。

第2章 学科の学生定員、専攻及び修業年限

(学科の学生定員及び専攻)

第3条 本学地域共創学部置く学科の学生定員は次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
地域経営学科	70名	280名
地域子ども教育学科	70名	280名

2 地域子ども教育学科に次の専攻を置く。

幼児教育・保育専攻、小学校・特別支援教育専攻

(併設短期大学)

第4条 本学に短期大学部を併設する。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、第14条及び第15条の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

3 職業を有するなど、特別の事情がある入学生については、別に定めるところにより、第1項に定める修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを認めることがある。(以下「長期履修学生」という。)

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 本学園創立記念日(11月22日)
- (4) 夏季休業日(8月2日から9月23日まで)
- (5) 冬季休業日(12月25日から1月7日まで)
- (6) 春季休業日(3月20日から3月31日まで)

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学、休学、転学等

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

- 2 前項のほかにも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学をすることができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの。

(入学の出願)

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第14条 次の各号の一に該当する者で編入学を志願する者については、選考の上、相当年次に学長は入学を許可することができる。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (5) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (6) 前各号に掲げるものと同等以上の学力を有すると認められる者

2 前項の規定により入学を許可された者の履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(転入学・再入学)

第15条 他の大学に既に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の意見を聴いて、学長は相当年次に入学を許可することができる。

2 正当な事由で退学した者が本学に3年以内に再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は入学を許可することができる。

(転学科)

第15条の2 他の学科に転学科を志願する者があるときは、選考の上、学長はこれを許可することがある。

2 その他、転学科について必要な事項は別に定める。

(休学)

第16条 疾病、留学その他止むを得ない事由で3ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別な事由がある場合は、引き続き更に1年を限度として延長を認めることができる。

2 休学の期間は通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は第5条の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

(留学)

第19条 外国の大学に留学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 留学の期間は、第5条の在学年限に算入する。

3 海外提携校への留学について必要な事項は、別に定める。

(転学)

第20条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第21条 疾病その他止むを得ない事由で退学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第5条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第17条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び授業科目の履修方法

(教育課程の編成方針)

第23条 本学においては、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、当該学部及び学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

(授業科目)

第24条 授業科目を分けて、基本教育科目及び専門教育科目とする。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

3 前1項に定めるもののほか、教員免許状の取得に関する科目を置く。

4 教員免許状の取得に関する科目は別表第2とする。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、授業及び授業外を合わせて45時間の学修を必要とする教育内容をもって1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業外に必要な学修を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

3 前2項の授業は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

4 学生が修得すべき単位の履修方法及び学期ごとに履修登録できる単位数の上限については、別に定める。

(授業期間)

第26条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、学長は所定の単位を与える。

(成績の評価)

第28条 試験の評価は、秀(S)(100~90点)、優(A)(89~80点)、良(B)(79~70点)、可(C)(69~60点)、不可(F)(59点以下)の5種類とし、可(C)以上を合格とする。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が休学することなく外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第32条 第29条、第30条及び第31条の規定により他の大学又は短期大学若しくは外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる単位数は、すべてを合わせて60単位を超えない範囲とする。

第32条の2 第36条の3に定める保育士資格を取得するための課程を履修する際には、第29条、第30条、第31条及び第32条の規定に定める60単位を30単位とする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第33条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第34条 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第35条 本学地域共創学部地域経営学科及び地域子ども教育学科を卒業した者に対

し、学長は学士（地域共創）の学位を授与するものとする。

第7章 資格

（免許状・資格の取得）

第36条 本学において取得することのできる免許状及び資格の種類は次のとおりである。

地域共創学部

地域子ども教育学科…幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状

特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）

保育士

（教員免許状の取得）

第36条の2 教員免許状を取得しようとする者は、前条に定める各免許状を取得することのできる学科に在籍し、教育職員免許法及び同法施行規則に定めるところにより、別表第2に定める科目の単位を修得しなければならない。

2 その他、教員免許状を取得するために必要な事項は別に定める。

（保育士資格の取得）

第36条の3 保育士資格を取得しようとする者は、本学の地域子ども教育学科に在籍し、第33条の単位取得のほか、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に定める所定の授業科目及び単位を取得しなければならない。

2 その他、保育士資格を取得するために必要な事項は、別に定める。

第8章 入学検定料、入学金、授業料その他の納付金

（入学検定料、入学金、授業料その他の納付金）

第37条 入学検定料は30,000円（但し大学入学共通テスト利用入試入学検定料は15,000円、一般入試と大学入学共通テスト利用入試への同時出願の場合は40,000円）、入学金は200,000円、授業料は年額700,000円とし、その他の納付金は別に定める。

2 長期履修学生の授業料の年額については別に定める。

（授業料等の納期）

第38条 授業料等の納入は、各年度に係る授業料等については前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納入する額は年額の2分の1に相当する額とする。

2 授業料等の納期は、前期分にあつては4月末日まで、後期分にあつては9月末

日までに納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第39条 休学を許可され又は命ぜられた者については、学期の全てを休学する場合は、休学中の授業料等は免除する。ただし、別に定める在籍料を納入するものとする。

(復学の場合の授業料等)

第40条 復学を許可された者については、当該学期に納入した在籍料とは別に復学した月から授業料等を納入するものとする。ただし、この場合の授業料等の額は、授業料等の年額の12分の1に相当する額に復学の日属する月から当該学期末までの月数を乗じた額とし、これを復学した日属する月に納入しなければならない。

(退学の場合の授業料等)

第41条 退学する者は、当該期の授業料等を退学する日属する月までに納入しなければならない。

(授業料の減免等)

第42条 授業料その他の納付金は、特別の事情があるときには、一部又は全部を免除することがある。

2 前項の納付金の減免等については、別に定める。

(納入した授業料等の返還)

第43条 授業料等の返還については、別に定める。

第9章 教職員組織

(学長)

第44条 本学に学長を置く。学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 本学に副学長を置くことができる。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第45条 本学に学部長を置く。学部長は学部を総轄する。

(職員)

第46条 本学に教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

第46条の2 本学に名誉教授を置くことができる。

2 名誉教授に関する事項は別に定める。

(事務部)

第47条 本学に事務部を置く。

第10章 教授会

(教授会)

第48条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第49条 教授会は学長並びに専任の教授、准教授、講師、助教及び事務長をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に事務部長その他の教職員を加えることができる。

(教授会の審議事項)

第50条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 学則に関する事
- (4) 教員の任用及び昇任にかかる教育研究業績の審査に関する事
- (5) 学生の退学、転学、休学、復学、除籍に関する事
- (6) 学生の指導、賞罰に関する事
- (7) 前六号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(その他)

第51条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第52条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新

することができる。

(科目等履修生)

第53条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第25条、第27条及び第28条の規定を準用して単位及び評価を与えることができる。

(聴講生)

第53条の2 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて聴講生として聴講を許可する。

2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第54条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第55条 研究生、科目等履修生及び外国人留学生に関する事項は別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第56条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて学長が表彰する。

(罰則)

第57条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第13章 図書館

(図書館)

第58条 本学に図書館を附設する。図書館に関する規程は別に定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

第59条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第15章 保健厚生施設

(施設の利用)

第60条 本学の教職員及び学生は、健康管理センター、学生相談室、大学会館等の施設を利用することができる。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、平成19年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、改正後の別表は、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成21年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第3条第2項の規定及び別表は平成23年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。
ただし、平成24年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。
ただし、平成25年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1、この学則は、平成26年4月1日から施行する。
ただし、平成26年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
2、平成24年度以前の入学生に対して、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

1、この学則は、平成27年4月1日から施行する。
ただし、改正後の別表は平成27年度入学生から適用する。

附 則

1、この学則は、平成28年4月1日から施行する。
ただし、平成28年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
2、平成27年度以前の入学生に対して、学長が履修を認める必要があると判断するときは、学長が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

1、この学則は、平成29年4月1日から施行する。
ただし、平成29年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1、この学則は、平成30年4月1日から施行する。
ただし、平成30年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。
ただし、平成31年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、第37条第1項の規定を除き、令和2年4月1日から施行する。
ただし、令和2年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

2 第37条第1項の規定は、令和3年4月1日から施行する。
ただし、令和3年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、令和3年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、令和4年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、令和5年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、令和6年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、令和7年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、令和8年3月31日現在在学する者については、なお従前の例によることとし、改正後の第37条第1項の規定は令和9年度入学生から適用する。

別表第1-1
地域共創学部 地域経営学科

授業科目の区分等	授業科目	単位数			卒業要件単位数	備考
		必修	選択	自由		
基本教育科目	H P G U 人 間 力 向 上 グ ラ ム	誠の精神(大学生生活の心構え)	1			}
		コミュニケーションスキルⅠ(人間関係)	1			
		コミュニケーションスキルⅡ(自己理解)	1			
		コミュニケーションスキルⅢ(他者理解)	1			
		地域共創学部特別講義	2			
		地域経営演習Ⅰ	4			
		地域経営演習Ⅱ	4			
	コミュニケーション・スキル	英語Ⅰ	1			} 2単位選択必修
		英語Ⅱ	1			
		ポルトガル語Ⅰ		1		
		ポルトガル語Ⅱ		1		
		中国語Ⅰ		1		
		中国語Ⅱ		1		
		韓国語Ⅰ		1		
		韓国語Ⅱ		1		
		コンピュータリテラシⅠ	1			
		コンピュータリテラシⅡ	1			
	教養科目	生涯スポーツ演習Ⅰ	1			} 6単位以上選択必修
		生涯スポーツ演習Ⅱ	1			
		現代社会におけるAI	2			
		データ・AI活用基礎実践		2		
		文学		2		
		憲法		2		
		現代社会と政治		2		
		社会学概論		2		
		現代社会と心理学		2		
		現代社会における教育		2		
		地域と福祉		2		
		自然環境論		2		
	大学の基礎数学		2			
	総合科目Ⅰ		1			
	総合科目Ⅱ		2			
	専門	アカデミック・スキル	1			} 2単位以上 選択必修 } 上4単位 以上4単位 以上4単位 以上2単位 以上 } 2単位以上 選択必修
地域経営概論		2				
観光ビジネス			2			
グローバルビジネス			2			
ものづくりビジネス			2			
地域経営学科実践講座(自動車)			2			
地域経営学科実践講座(行政)			2			
地域経営学科実践講座(観光)			2			
地域経営学科実践講座(金融)			2			
地域経営学科実践講座(商工)			2			
地域経営学科実践講座(ものづくり)			2			
経営学入門			2			
経済学入門			2			
行政学入門			2			
統計学		2				

授業科目の区分等	授業科目	単位数			卒業要件単位数	備考
		必修	選択	自由		
共通科目群	経営管理		2			
	経営組織		2			
	現代社会の経営問題		2			
	社会調査法		2			
	法学入門		2			
	民法		2			
	地方自治論		2			
	自治体経営論		2			
	公共政策		2			
	現代日本政治		2			
	危機管理論		2			
	地域経済学		2			
	メディア論		2			
	マーケティング		2			
	企業概論		2			
	起業論		2			
	経営戦略		2			
産業・労働社会学		2				
観光ビジネス科目群	観光史		2			
	観光地理学		2			
	ホスピタリティ・マネジメント		2			
	観光政策		2			
	観光産業論		2			
	地域と観光		2			
	観光地経営		2			
	国際観光		2			
	食と観光		2			
	観光まちづくり		2			
グローバルビジネス科目群	国際経済・金融		2			
	国際経営論		2			
	国際社会と多様性		2			
	国際開発		2			
	現代の経済		2			
	アジアの社会と文化		2			
	国際課題		2			
	アジアの産業と企業		2			
	国際化演習		4			
ものづくりビジネス科目群	ものづくり政策史		2			
	ものづくり文化論		2			
	ものづくりマネジメント論		2			
	循環系ものづくり論		2			
	ものづくり連携論		2			
	くらしのデザイン		2			
	デザイン思考のものづくり演習		2			
	地域産業フィールド演習		2			
	ものづくり経営演習		2			
ゼミナール科目	ゼミナール	4				
	卒業研究	4				

92単位以上履修

授業科目の区分等	授業科目	単位数			卒業要件単位数	備考
		必修	選択	自由		
キャリア科目	キャリアデザインⅠ		2			
	キャリアデザインⅡ		2			
	キャリアデザインⅢ		2			
	キャリアデザインⅣ		2			
	長期企業内留学指導		2			
	長期企業内留学Ⅰ		4			
	長期企業内留学Ⅱ		4			
	長期企業内留学Ⅲ		4			
資格支援科目	MOS演習		1			
	ITパスポート演習			1		
	TOEIC演習			1		
	英語技能演習Ⅰ			1		
	英語技能演習Ⅱ			1		
	宅建演習			1		
	簿記入門	1				
	簿記応用			1		
	FP演習Ⅰ			1		
	FP演習Ⅱ			1		
	観光プランナー演習		1			
	国内旅行業務演習		1			
	旅行業法・約款		1			
資格認定科目	MOS(資格認定)		2			
	ITパスポート(資格認定)		2			
	TOEIC(資格認定)		2			
	英語資格(資格認定)		2			
	宅建(資格認定)		2			
	簿記(資格認定)		2			
	FPⅠ(資格認定)		2			
	FPⅡ(資格認定)		2			
	観光プランナー(資格認定)		2			
	旅行業務A(資格認定)		2			
	旅行業務B(資格認定)		2			
		11	169	8		

別表第1-2
地域共創学部 地域子ども教育学科

授業科目の区分等	授業科目	単位数			卒業要件単位数	備考		
		必修	選択	自由				
基本教育科目	HGU人間力向上プログラム	誠の精神(大学生活の心構え)	1					
		コミュニケーションスキルⅠ(人間関係)	1					
		コミュニケーションスキルⅡ(自己理解)	1					
		コミュニケーションスキルⅢ(他者理解)	1					
		地域共創学部特別講義	2					
		地域子ども教育演習Ⅰ	4					
		地域子ども教育演習Ⅱ	4					
	コミュニケーション・スキル		英語Ⅰ	1		2単位選択必修	32単位以上履修	
			英語Ⅱ	1				
			ポルトガル語Ⅰ		1			
			ポルトガル語Ⅱ		1			
			中国語Ⅰ		1			
			中国語Ⅱ		1			
			韓国語Ⅰ		1			
			韓国語Ⅱ		1			
			コンピュータリテラシⅠ	1				
			コンピュータリテラシⅡ	1				
			生涯スポーツ演習Ⅰ	1				
			生涯スポーツ演習Ⅱ	1				
	教養科目		現代社会におけるAI	2		6単位以上選択必修		
			データ・AI活用基礎実践		2			
			文学		2			
			憲法		2			
			現代社会と政治		2			
			社会学概論		2			
			現代社会と心理学		2			
			現代社会における教育		2			
			地域と福祉		2			
			自然環境論		2			
			大学の基礎数学		2			
			総合科目Ⅰ		1			
			総合科目Ⅱ		2			
基礎科目		子どもコミュニケーション	2					
		教職概論	2					
		教育原理	2					
		子ども保育の原理	2					
		発達心理学	2					
		教育心理学	2					
		教育課程論	2					
		教育方法の理論と実践	2					
		教育社会学	2					
		特別支援教育総論(幼・小)	1					
		プログラミング教育(初等・特別支援)		1				
		スマート教育演習(幼稚園)		1				
		スマート教育演習(初等・特別支援)		1				
		国語		2				
		算数		2				
	音楽Ⅰ		1					
	音楽Ⅱ		1					
	図画工作Ⅰ		1					
	図画工作Ⅱ		1					

授業 科目の 区分等	授 業 科 目	単 位 数			卒業要件単位数	備 考
		必 修	選 択	自 由		
専 門 教 育 科 目 展 開 科 目	体育		2		92 単 位 以 上 履 修	
	社会		2			
	理科		2			
	生活		2			
	家庭		2			
	小学校英語		2			
	言葉		2			
	音楽表現		1			
	造形表現		1			
	健康		2			
	人間関係		2			
	環境		2			
	初等教科教育法(国語)		2			
	初等教科教育法(算数)		2			
	初等教科教育法(音楽)		2			
	初等教科教育法(図画工作)		2			
	初等教科教育法(体育)		2			
	初等教科教育法(社会)		2			
	初等教科教育法(理科)		2			
	初等教科教育法(生活)		2			
	初等教科教育法(家庭)		2			
	初等教科教育法(英語)		2			
	社会福祉論		2			
	子ども家庭福祉論		2			
	乳児の保育Ⅰ		2			
	乳児の保育Ⅱ		1			
	社会的養護Ⅰ		2			
	子ども家庭支援論		2			
	子どもの保健		2			
	子ども家庭支援の心理学		2			
	保育内容指導法(環境)		2			
	保育内容指導法(言葉)		2			
	保育内容指導法(表現)		2			
	保育内容指導法(健康)		2			
	保育内容指導法(人間関係)		2			
	保育実習指導Ⅰ(保育所)		1			
	保育実習指導Ⅰ(施設)		1			
	保育実習Ⅰ(保育所)		2			
	保育実習Ⅰ(施設)		2			
	教育相談の理論と方法		2			
	子どもとAI・ICT		1			
	ICT活用の理論と方法		1			
	特別活動の指導法		2			
	道徳理論と指導法		2			
	総合的な学習の時間の指導法		2			
生徒指導		2				
進路指導論		1				
社会的養護Ⅱ		2				
子育て支援		1				
子どもの健康と安全		1				
子どもの食と栄養		2				
障害児の保育		2				

授業 科目の 区分等	授 業 科 目	単 位 数			卒業要件単位数	備 考
		必 修	選 択	自 由		
	幼児の理解		2			
	保育内容総論		2			
	保育実習指導Ⅱ		1			
	保育実習指導Ⅲ		1			
	保育実習Ⅱ		2			
	保育実習Ⅲ		2			
	介護等の体験実習		1			
	教育実習事前事後指導(幼・小)		1			
	教育実習Ⅰ		2			
	教育実習Ⅱ		2			
	学校インターンシップ入門		1			
	学校インターンシップ		2			
	教職実践演習(幼・小)		2			
	特別支援教育総論		2			
	知的障害児の心理・生理・病理		2			
	知的障害児の教育		2			
	発達障害児等教育総論		2			
	発達障害児等教育特論		2			
	肢体不自由児の心理・生理・病理		2			
	肢体不自由児の教育		2			
	病弱児の心理・生理・病理		2			
	病弱児の教育		2			
	知的障害児教育特論		2			
	肢体不自由児教育特論		2			
	視覚障害児の心理・生理・病理		1			
	視覚障害児の教育		1			
	聴覚障害児の心理・生理・病理		1			
	聴覚障害児の教育		1			
	特別支援教育実習事前事後指導		1			
	特別支援教育実習		2			
	子どもの音楽		2			
	器楽演習Ⅰ		1			
	器楽演習Ⅱ		1			
	子どもの疾病と対策		2			
	外国人の子どもへの教育		2			
	不登校支援論		2			
	不登校支援演習		2			
	キャリアデザインⅠ		1			
	キャリアデザインⅡ		1			
	保育教育対策講座Ⅰ			1		
	保育教育対策講座Ⅱ			1		
	子ども実践ゼミ	4				
	卒業研究	4				
		49	198	2		

別表第2-2-1 (地域子ども教育学科)領域および保育内容の指導法に関する科目(幼一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目区分	各科目に定めることが必要な事項	授業科目	単位数		配当年次	履修方法
			必修	選択		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康	健康	2		1	
	人間関係	人間関係	2		1	
	環境	環境	2		2	
	言葉	言葉	2		1	
	表現	音楽表現 造形表現	1 1		1 1	
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)	保育内容総論 保育内容指導法(健康) 保育内容指導法(環境) 保育内容指導法(人間関係) 保育内容指導法(言葉) 保育内容指導法(表現)	2 2 2 2 2 2		4 2 2 2 2 2	

〈備考〉

●別表第2-2(2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-2-4)は、本学における幼稚園教諭一種免許状、の取得方法について定めたものである。

1.本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)

2.「領域及び保育内容の指導法に関する科目」は、本学で開講する必修科目を22単位修得しなければならない。

3.「領域及び保育内容の指導法に関する科目」のうち、法定最低修得単位数16単位を超えて履修した科目については「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

別表第2-2-2 (地域子ども教育学科)教育の基礎的理解に関する科目等(幼一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	単位数		配当年次	履修方法
				必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		1	
	子ども保育の原理		2		1		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		2		1		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		2		1		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		2		1		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		2		1		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		2		1			
の道徳、相談法等に関する科目、教育等	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育方法の理論と実践	2		1	
	子どもとAI・ICT		1		1		
	幼児理解の理論及び方法		2		3		
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		2		3			
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習事前事後指導(幼・小)	1		3・4	
			教育実習 I	2		3・4	
			教育実習 II	2		3・4	
	学校体験活動						
	教職実践演習	2	教職実践演習(幼・小)	2		4	

(備考)

- 1.本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)
- 2.「教育の基礎的理解に関する科目等」については、本学で開講する必修科目及び選択必修科目を含んで、本表「免許法施行規則に定める科目区分等」欄の単位数以上を修得しなければならない。
- 3.「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、法定最低修得単位数21単位を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

別表第2-2-3 (地域子ども教育学科) 大学が独自に設定する科目 (幼一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目区分	単位	授業科目	単位数		配当年次	履修方法
			必修	選択		
大学が独自に設定する科目	14	道徳理論と指導法		2	3	
		学校インターンシップ入門		1	1	
		学校インターンシップ入門		2	2	

〈備考〉

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)
2. 「大学が独自に設定する科目」については、本表で開講する科目に加えて、法定最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について14単位以上修得しなければならない。

別表第2-2-4 (地域子ども教育学科) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (幼一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目区分	単位	授業科目	単位数		配当年次	履修方法
			必修	選択		
日本国憲法	2	憲法	2		1	
体育	2	生涯スポーツ演習Ⅰ	1		1	
		生涯スポーツ演習Ⅱ	1		1	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ				
		英語Ⅱ				
		ポルトガル語Ⅰ		1	1	
		ポルトガル語Ⅱ		1	1	
		中国語Ⅰ		1	1	
		中国語Ⅱ		1	1	
		韓国語Ⅰ		1	1	
		韓国語Ⅱ		1	1	
情報機器の操作	2	コンピュータリテラシⅠ	1		1	
		コンピュータリテラシⅡ	1		1	
法定最低修得単位数	8単位	必修科目を含む8単位以上				

〈備考〉

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)
2. 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」については、本学で開講する必修科目を含む8単位を修得しなければならない。(法定最低修得単位数は8単位)

別表第2-3-1(地域子ども教育学科)教科及び教科の指導法に関する科目(小一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目区分	各科目に定めることが必要な事項	授業科目	単位数		配当年次	履修方法
			必修	選択		
教科に関する専門的事項	国語	国語	2		1	
	社会	社会	2		2	
	算数	算数	2		1	
	理科	理科	2		2	
	生活	生活	2		3	
	音楽	音楽Ⅰ 音楽Ⅱ 子どもの音楽	1	1 2	1 2	
	図画工作	図画工作Ⅰ 図画工作Ⅱ	1	1	1 2	
	家庭	家庭	2		2	
	体育	体育	2		2	
	外国語	小学校英語	2		2	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	国語(書写を含む。)	初等教科教育法(国語)	2		2	
	社会	初等教科教育法(社会)	2		2	
	算数	初等教科教育法(算数)	2		2	
	理科	初等教科教育法(理科)	2		2	
	生活	初等教科教育法(生活)	2		3	
	音楽	初等教科教育法(音楽)	2		2	
	図画工作	初等教科教育法(図画工作)	2		2	
	家庭	初等教科教育法(家庭)	2		2	
	体育	初等教科教育法(体育)	2		2	
	外国語	初等教科教育法(英語)	2		3	

〈備考〉

●別表第2-3(2-3-1、2-3-2、2-3-3、2-3-4)は、本学における小学校教諭一種免許状の取得方法について定めたものである。

- 1.本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)
- 2.「教科及び教科の指導法に関する科目」は、本学で開講する必修科目を含んで「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

別表第2-3-2 (地域子ども教育学科)教育の基礎的理解に関する科目等(小一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等					
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	単位数		配当年次	履修方法	
				必修	選択			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		1		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		1		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2		1		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学 教育心理学	2 2		1 1		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育総論(幼・小)	1		1		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2		1		
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳理論と指導法	10	道徳理論と指導法	2		3		
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2		2		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2		3		
	教育の方法及び技術		教育方法の理論と実践	2		1		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		ICT活用の理論と方法	1		3		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		3		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談の理論と方法	2		3		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1		3			
	教育実習、教育相談等	教育実習	5	教育実習事前事後指導(幼・小)	1		3・4	
				教育実習 I	2		3・4	
		教育実習 II		2		3・4		
	学校体験活動							

1.本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)

2.「教育の基礎的理解に関する科目等」については、本学で開講する必修科目及び選択必修科目を含んで、本表「免許法施行規則に定める科目区分等」欄の単位数以上を修得しなければならない。

3.「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、法定最低修得単位数27単位を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

別表第2-3-3 (地域子ども教育学科) 大学が独自に設定する科目 (小一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目区分	単位	授業科目	単位数		配当年次	履修方法
			必修	選択		
大学が独自に設定する科目	2	介護等の体験実習		1		未体験者は必修
		学校インターンシップ入門		1	1	
		学校インターンシップ		2	2	

〈備考〉

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)
2. 「大学が独自に設定する科目」については、本表で開講する科目に加えて、法定最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について2単位以上修得しなければならない。

別表第2-3-4 (地域子ども教育学科) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (小一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目区分	単位	授業科目	単位数		配当年次	履修方法
			必修	選択		
日本国憲法	2	憲法	2		1・2・3	
体育	2	生涯スポーツ演習Ⅰ	1		1	
		生涯スポーツ演習Ⅱ	1		1	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	1		1	
		英語Ⅱ	1		1	
		ポルトガル語Ⅰ		1	1	
		ポルトガル語Ⅱ		1	1	
		中国語Ⅰ		1	1	
		中国語Ⅱ		1	1	
		韓国語Ⅰ		1	1	
		韓国語Ⅱ		1	1	
情報機器の操作	2	コンピュータリテラシⅠ	1		1	
		コンピュータリテラシⅡ	1		1	
法定最低修得単位数	8単位	必修科目を含む8単位以上				

〈備考〉

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)
2. 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」については、本学で開講する必修科目を含む8単位を修得しなければならない。(法定最低修得単位数は8単位)

別表第2-4 (地域子ども教育学科)特別支援教育に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分			本学で開講している科目区分等				
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	単位数		配当年次	履修方法
				必修	選択		
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	特別支援教育総論	2		2	
特別支援教育 領域に関する 科目	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の心 理、生理及び病理に関 する科目	16	知的障害児の心理・生理・病 理	2		2	
			肢体不自由児の心理・生理・ 病理	2		2	
			病弱児の心理・生理・病理	2		3	
	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の教 育課程及び指導法に関 する科目	知的障害児の教育	2		2		
		肢体不自由児の教育	2		3		
		病弱児の教育	2		3		
		知的障害児教育特論	2		3		
		肢体不自由児教育特論	2		3		
免許状に定め られることと なる特別支援 教育領域以外 の領域に関す る科目	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の心 理、生理及び病理に関 する科目	5	視覚障害児の心理・生理・病理	1		3	
			聴覚障害児の心理・生理・病理	1		3	
	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の教 育課程及び指導法に関 する科目		視覚障害児の教育	1		3	
			聴覚障害児の教育	1		3	
	・心身に障害のある幼児、児 童又は生徒の心理、生理及び 病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児 童又は生徒の教育課程及び指 導法に関する科目		発達障害児等教育総論	2		2	
			発達障害児等教育特論		2	3	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒 についての教育実習	3	特別支援教育実習事前事後指導	1		3		
		特別支援教育実習	2		3		

〈備考〉

●別表第2-4は、本学における特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）の取得方法について定めたものである。